

## 穴水町保育士資格等取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、穴水町内（以下「町内」という。）の保育施設等における保育士不足の解消を図るため、保育士資格を有していない保育従事者等の保育士資格取得を支援し、子どもを安心して育てることができる保育環境の向上を行うことを目的とし、穴水町保育士資格等取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、穴水町内において法人又は個人が運営する施設

(2) 保育士資格等 法第18条の6に規定する資格又は教育職員免許法（昭和24年法律147号）第4条第2項に規定する免許状のうち幼稚園教諭の免許状

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、令和3年4月1日（以下「基準日」という。）以降に町内に住所を有する次の各号に掲げる者で、保育士資格等を取得した後、町内の保育施設等で5年以上継続して勤務する意思のある者とする。

(1) 基準日において町内の保育施設等に勤務し、保育士資格等を取得した者

(2) 保育士資格等を取得した後、基準日以降に町内の保育施設等に勤務した者

2 前項の規定にかかわらず、対象者及び対象者と生計を同一にする者が納期の到来した町税等を滞納しているときは、対象としない。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育士試験受験講座（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。）の受講に要する費用であって、保育士試験受験講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して、対象資格取得者が合格した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日が属する月の1日までに支払った入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）及び上記経費の消費税とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては補助対象経費としない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講に当たり必ずしも要しない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費
- (8) パソコン、タブレット等の器材等に係る費用
- (9) クレジット会社に対する分割払い手数料又は金利
- (10) 補助対象者が第6条の規定による申請を行う時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の末日までに、穴水町保育士資格等取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（住民票謄本）
- (2) 世帯全員の納税証明書(町税等に未納がない証明書)
- (3) 受講等に要した経費を明らかにする書類
- (4) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (5) 町内の保育施設等に勤務していることを証明できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の決定)

第7条 町長は、申請者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、穴水町保育士資格等取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査等により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、穴水町保育士資格等取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の決定通知書を受けた者は、通知のあった日から20日以内に、穴水町保育士資格等取得支援事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）により町長に請求しなければならない。

2 前項の請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいると認められるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。